

運委参第308号
平成23年9月30日

株式会社しぶさき

代表取締役 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

遊漁船しぶさき10号沈没事故に係る勧告について

本事故は、貴社が、遊漁船しぶさき10号の船底外板を開口して釣り穴を設ける改造を行い、日本小型船舶検査機構による改造に係る臨時検査を受検せず、その後も改造を隠して中間及び定期検査を受検し、釣り穴の筒の上端から浸水する危険性を認識しながら同船を運航していたため、釣り穴の筒の上端から浸水するとともに、船内への波の打ち込みによってビルジが増加し、浮力を失って沈没したことにより発生したものと考えられる。

これらの事態は、貴社の釣り客の輸送等を行う事業者としての安全に対する意識の低さから引き起こされたものと考えられる。

のことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、釣り客の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記の措置をとることを勧告する。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同法同条第2項の規定に基づき、文書をもって報告されたい。

記

貴社は、全社をあげて旅客及び船舶の安全確保に関する意識の高揚を図り、船舶検査を適切に受検するなどして所有する船舶の堪航性を確保し、また、釣り客への救命胴衣の着用を徹底して安全を確保する対策を講じること。